

第4号 平成19年3月14日(水曜日)

平成十九年三月十四日(水曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君 理事 後藤田正純君

理事 戸井田とある君 理事 西村 康稔君

理事 平井たくや君 理事 泉 健太君

理事 松原 仁君 理事 田端 正広君

赤澤 亮正君 石原 宏高君

遠藤 宣彦君 岡下 信子君

嘉数 知賢君 木原 誠二君

谷本 龍哉君 寺田 稔君

土井 亨君 中森ふくよ君

林田 彪君 松浪 健太君

村上誠一郎君 市村浩一郎君

小川 淳也君 小宮山洋子君

佐々木隆博君 田村 謙治君

松木 謙公君 横光 克彦君

吉井 英勝君

.....

国務大臣 渡辺 喜美君

内閣府副大臣 林 芳正君

内閣府大臣政務官 岡下 信子君

内閣府大臣政務官 谷本 龍哉君

政府参考人

(内閣官房構造改革特区推進室長)

(内閣官房地域再生推進室長)

(内閣府構造改革特区担当室長)

(内閣府地域再生事業推進室長) 大前 忠君

政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 椎川 忍君

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官) 布村 幸彦君

政府参考人

(文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官) 舌津 一良君

内閣委員会専門員 堤 貞雄君

委員の異動

三月十四日

辞任 補欠選任

谷本 龍哉君 石原 宏高君

渡辺 周君 松木 謙公君

同日

辞任 補欠選任

石原 宏高君 谷本 龍哉君

松木 謙公君 田村 謙治君

同日

辞任 補欠選任

田村 謙治君 渡辺 周君

三月十四日

憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三三三号)

同(石井郁子君紹介)(第三三四号)

同(笠井亮君紹介)(第三三五号)

同(穀田恵二君紹介)(第三三六号)

同(佐々木恵昭君紹介)(第三三七号)

同(志位和夫君紹介)(第三三八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三三九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三四〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第三四一号)

憲法改憲反対に関する請願(石井郁子君紹介)(第三五七号)

同(志位和夫君紹介)(第三五八号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第三八六号)

同(石井郁子君紹介)(第三八七号)

同(笠井亮君紹介)(第三八八号)

同(穀田恵二君紹介)(第三八九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三九〇号)

同(志位和夫君紹介)(第三九一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三九二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三九三号)

同(吉井英勝君紹介)(第三九四号)

同(笠井亮君紹介)(第四一九号)

憲法九条を守ることにに関する請願(笠井亮君紹介)(第四三四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第四三五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第四三六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第四三七号)

は本委員会に付託された。

| |
|--------------------------------------|
| <p>本日の会議に付した案件</p> |
| <p>政府参考人出頭要求に関する件</p> |
| <p>地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)</p> |
| <p>構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)</p> |

[このページのトップに戻る](#)

| |
|---|
| <p>河本委員長　これより会議を開きます。</p> |
| <p>内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。</p> |
| <p>この際、お諮りいたします。</p> |
| <p>両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房構造改革特区推進室長・地域再生推進室長・内閣府構造改革特区担当室長・地域再生事業推進室長大前忠君、総務省大臣官房審議官惟川忍君、文部科学省大臣官房審議官布村幸彦君及び大臣官房技術参事官吉津一良君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。</p> |
| <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>河本委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。</p> |

| |
|---|
| <p>河本委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田端正広君。</p> |
| <p>田端委員　公明党の田端でございます。</p> |
| <p>きょうは、地域再生そして構造改革特区について三十分お時間をいただきましたので、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>地域の活性化なくして日本の経済の活性化はないという政府の方針、それはそのとおりだと思いますし、それぞれ地域においているような知恵を絞って地域の活力を生み出していくということは大変大事なことだと思います。また、そのために特区制度を設けて、それぞれ地域にいるような形で規制緩和をしていくということも、今までの例からいって大変効果的な役割、使命を果たしてきた、こう思っておりますが、平成十四年からでしたか、こういう形でスタートして今日に至るまでの大ざっぱな実績といえますか成果といえますか、そしてそれに対する政府としての評価、その辺について、まずお伺いしたいと思います。</p> |
| <p>大前政府参考人　まず私の方からは、地域再生と構造改革特区につきまして、これまでの実績について御報告申し上げたいと存じます。</p> |

| |
|---|
| <p>地域再生制度でございますが、各種の支援措置を活用いたしまして、これまでに八百十件の地域再生計画が誕生しております。また、地域再生計画の認定と連携いたします関係府庁の支援の取り組みを充実させるために、昨年二月には地域の知の拠点再生プログラムを、さらにことしの二月には地域活性化を総合的に推進するため地域再生総合プログラムを取りまとめたところでございます。</p> |
|---|

一方、特区制度でございますが、地方公共団体や民間事業者、個人などから規制改革の提案を募集いたしまして、これまでに五百八十一件の規制改革を実現してまいりました。特区として実現いたしました二百十一件の特例措置を活用いたしまして、これまでに九百十件の特区計画が誕生しております。また、特区で特段の問題が生じていないと評価されました百二十一件の特例措置につきましては、全国展開を推進してきているところでございます。

以上でございます。

田端委員　今数字が出たわけですが、もう少し特徴的なことはないですか。例えば、それによってその地域がどういふふうになったとか、それぞれの町がこういふふうに潤っているとか、何かその辺のところを少し説明してもらわないと、数字だけ挙げてこうだと言われても、ちょっと評価にはならないんじゃないかと思いますが、その辺、担当の方からお願いします。

大前政府参考人　構造改革特区につきましても、また地域再生の取り組みにつきましても、それぞれ地域の自主的、自立的な立場から創意工夫を大事にしながら取り組みを進めてきていただいているものでございます。

それぞれの計画の計数につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、それぞれの規制の特例やあるいは地域再生の支援策などを活用して、それぞれの地域の実情に即した地域の活性化に向けてお役立ていただいているものと考えております。

例えば、地域再生について申しますと、北海道の倶知安町の例を御紹介できるかと思います。最近、外国人、特にオーストラリアからの観光客にたくさんおいでいただいているということでニュースになっております。当初、外国人の観光客の誘致を目標として掲げて取り組んでおりまして、非常に大きな実績を上げてきているという例を御紹介できようかと思います。

また、熊本県の荒尾市の例もございます。こちらの方は、特産品を活用した起業の創造などにおきまして、新規雇用の目標を立てて取り組んでおりまして、こちらの方も目標を超える実績を上げている例が御紹介できようかと思います。

また、特区につきましては、これも有名な例でございますが、岩手県の遠野市の例を御紹介できようかと思います。地域でつくられたお米をどろくとして加工し、それを民宿や農家レストランなどで提供することで、それを大きな目玉として観光客の誘致に努めておりまして、日帰り客それから宿泊客ともに大幅な増加を見ているというふうに聞いております。

以上のようなことでございます。

田端委員　大臣が参議院の方ということなので、副大臣。

今、具体論を多少言っていたきました。それで、それぞれの一つ一つの中身はそれなりにやはり皆さん喜んでいただいている結果を得ているんだと思いますし、成果が上がっているんだと思いますが、実際、例えばそういうふうにはプラス効果があるんだったら、本当は数字がふえてこなきゃならないんですね。

ところが、この提案件数そのものが、初年度、二年度あたりはあったかもわかりませんが、その後、横ばいあるいは減ってきている。そこは、行き尽くしたということもあるのかもわかりませんが、まだまだ行き尽くしていないのではないか。そういう意味では、今もお話があった中でも、そういうことが広く国民にPRされていないんじゃないか、あるいは知られていないんじゃないか。本質的に、この特区制度そのものが、どこまでそれぞれの例えば市町村とかという形で受けとめられているのかということは、まさに、そこに意識のある人がいることによってそれはがっとういっついてきているのかもわからないけれど、まだまだやはり凹凸といいますが、そういうのがあるのではないかという感じがします。

そういう意味で、さらにもっとPRといいますが、成果を訴えて、この特区制度がこういう形で地域の活性化をもたらしているんだということをもっとやはり積極的に言った方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

林副大臣　田端委員おっしゃるとりの認識を我々も共有しておりますのでございまして、まだまだ、お出しいただいて特区として実現していかなければならないところ、また、そういう提案自体というものがあるのではないかというふうに思っておりますのでございます。

実は、今回、一件だったという途中報告が来ましたものですから、私も事務方呼びまして、課長くらいまで行ったもので、結局一件という以外のためだったものについていろいろ説明を聞いてみましたが、いろいろなケースがございました。

例えば、提案した方が実はもうできることをきっちり確認ができてなくて、出してみたら、もうこれはできることだったというものもございましたし、また、形を変えて、こういう提案ならできるということであったりとか、いろいろなケースがございましたけれども、全体的

田端委員 最後に、重ねて一言だけ申し上げますが、この構造改革特区を五年延長ということで、何となく少し減ってきている、小粒化してきている、こういう感じだと思いますので、ここはもう一回ちょっと総点検していただいて、さきから申し上げているように、もっと大きい視野で見直していただいて、この仕組み、制度が国民に、また地域の皆さんにもっと広く使われるような、そして喜んでいただけるような、そして活力が生み出せるような、そういうふうにとさらに前向きに取り組んでいただくようお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

河本委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

(委員長退席、戸井田委員長代理着席)

戸井田委員長代理 速記を起してください。

次に、松原仁君。

松原委員 渡辺喜美大臣に質疑をするのは初めてですが、こういう大変に不正常な中で冒頭質疑をするというのは大変に不幸でありまして、不正常な中で、理事会、委員会開催に強く遺憾の意を表し、抗議をいたしたいと思います。

さて、今、田端議員から質疑がありました。存外これは私も読んでいてわからない部分なんです。どういうことかという、直接型、間接型があると、この直接型、間接型において、では、なぜ高齢者、障害者対策等は公益法人型、間接型では行えないのかということですね。逆に、なぜ若年対策は直接型、民民型で行えないのか、今の田端さんに対する答弁を聞いてもよく納得ができないので、この点をちょっと教えていただきたい、簡単に答弁をお願いします。

渡辺国務大臣 直接型と間接型の寄附税制についてのお尋ねでございました。

直接型においては、高齢者の雇用あるいは障害者、母子家庭の母を積極的に雇用する企業を支援対象にしております。一方、間接型におきましては、フリーターなどの若者の採用機会の拡大に取り組む企業、若者の職業的自立を支援する特定非営利活動法人、そして次世代育成支援対策、育児等退職者の再雇用に取り組む企業、これらを支援することとしております。この違いは、まさに、前回もございましたように、民間の寄附者が直接企業を支援するのが直接型でございます。一方、地域の公益法人を介して公益法人から企業への助成を行うのが間接型でございます。

したがって、この両方の違いも、いずれも地域再生計画の作成という観点からチェックをしているわけでありまして、直接型におきましては高齢者、障害者、母子家庭、間接型においては若者という違いになってございますが、この若者、特にフリーターと言われる存在については、なかなか定義が難しい問題がございます。したがって、そういう観点から、このような直接型、間接型というような区分けになったわけでございます。

松原委員 ちょっと確認したいんだけれども、フリーター等は、高齢者、いわゆる直接型ではやらないということですね。これは十二月十九日の再チャレンジ支援寄附金税制の創設という内閣府再チャレンジ担当室から出たデータを見ると書いてあるんだけれども、そして逆に、高齢者の方は間接型ではできないということなのかな。

渡辺国務大臣 端的に申し上げれば、直接型においては、先ほど申し上げましたように、確認が容易にできるものを対象としたしておりますし、間接型においては、先ほど申し上げたフリーターなどちょっと定義がしづらいものを対象にしております。すなわち、直接型でカバーできないものを間接型の税制によって補完をしているという関係にございます。

(戸井田委員長代理退席、委員長着席)

松原委員 そうすると、広いエリアでやる、いわゆる公益法人をかませてやる方は、直接型のものも当然入っておかしくないんだけれども、何で入っていないんですか、理由がわからない。

渡辺国務大臣 間接型においても高齢者等は支援対象にいたしております。(松原委員「いるんだね」と呼ぶ)はい、いたしております。したがって、間接型の方で補完と申し上げたのはそういう意味でございます。

また、繰り返してございますが、こうした区分けをいたしましたのは、租税回避行為などに安易に利用されることがないようにとの要請から、こうしたものでもございます。

松原委員 租税回避行為が容易に行われるんじゃないかというのは、一般の市村議員の質問でも非常に強く指摘されたところですが、この質問はまだ続けますが、地域の公益法人が間接型の中にかまされるわけですが、どういう公益法人を今念頭に置いているのか、お伺いしたい。

渡辺国務大臣 間接型の対象となる公益法人につきましては、地域再生計画の区域内に事務所を有し、間接型に係る事業を主たる目的として実施している公益法人を想定いたしております。具体的な公益法人については、今後、内閣府令で規定をする要件を踏まえ、地方公共団体からの相談に応じてまいりたいと考えております。

松原委員 具体的な公益法人として、例えばシルバー人材派遣センターみたいなものがあるというのをどこかで聞いたんですが、これは事実ですか、想定されていますか。

渡辺国務大臣 先ほど申し上げましたように、その地域に主たる活動拠点を有している、そういう公益法人を念頭に置いております。

松原委員 したがって、具体的にどういふものがあるのか、今言ったシルバー人材センターみたいなものも入るのかどうかを含めて、今の大臣のイメージでこういうものがある、イメージがないならイメージがないで結構であります、教えてください。

渡辺国務大臣 先ほど申し上げた要件に合えば、シルバー人材センターのようなものも入ります。

松原委員 例えば、シルバー人材センターが入った場合に、シルバー人材センターというのは高齢者を今までやってきたところでありまして、それが、今回の趣旨でいきますとフリーター対策と、かなり細が違ってありますが、そういうのは、当然該当すればいいよ、フリーターのことをシルバー人材の方々が理解できるかどうかはわからないけれども、これも該当する、こういう認識でよろしいんですか。

渡辺国務大臣 シルバー人材センターというのは大体シルバー対象でございますから、ニート、フリーター対策も行うような法人であれば含まれるということでございます。

松原委員 ということは、シルバーは入らないということですね。

渡辺国務大臣 シルバーセンターですらね。フリーターというのは若年層が主でございます。いわゆる就職氷河期に社会に出て、残念ながら正規社員にならずにフリーターになってしまった三十代前半ぐらいの、いわゆる団塊ジュニアの年代が典型例でございますけれども、そういった世代の格差を固定化しないために、今回の再チャレンジ税制を仕組んだものであります。

松原委員 なかなか難しい答弁というか、納得できない答弁なんだけれども。

一つ確認しましょう。そうすると、いわゆる我々が持っている内閣府のチャレンジ担当室から出てきたものと、間接型は高齢者が入っていないんですよ、全然。一番、二番、三番と、直接型が高齢者、障害、母子家庭、間接型の方にフリーター、次世代、若者、今の答弁で、直接型の高齢者、障害、母子間接型に入るという答弁を大臣はしましたけれども、これは間違いないですね。確認します。

渡辺国務大臣 先ほど申し上げましたように、直接型は、高齢者、障害者、母子家庭の母というくいに限定をいたしております。間接型におきましては、フリーターなど若者の採用機会の拡大などに取り組む企業、それから特定非営利活動法人、次世代育成支援対策に取り組む企業等としておりまして、これは例示でございますから、高齢者なども含まれる。先ほどから、間接型の方は直接型の補充であるということも申し上げておりました。

松原委員 そうしたら、それはそういうことでしょ。わかりやすく書いていただいた方がいいと思います。内閣から出ているペーパーだと一切そういうふうに読み取れませんか。これは注意していただきたい。

それで、そのときに、いわゆるフリーター等は直接型でやらない、このフリーターは直接型でやらないというのは、そこに、フリーター等は何かインチキが行われる可能性がある、いわゆる減免措置を悪用される可能性がある、こういうことでという答弁がありました。これはそういうことですかね。確認します。

渡辺国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、直接型というのはなぜ限定をしておるかといいますと、例えば高齢者、障害者、母子家庭の母、いずれも確認が容易にできる方々を支援対象にしているわけでございます。一方、フリーターと言われて、フリーター手帳を持っているわけじゃないんですね。この人たちは、ですから、これはなかなか確認が難しい、こういう問題なんです。

したがって、先ほど来申し上げているように、こういう制度が、苦肉の策でつくった直接型ではありませんけれども、これが租税回避のような形で使われるのは好ましくないということから、このような限定を加え、なおかつ、間接型においては、それを補完する形でいるいるな、フリーターも入れ高齢者も入るといふくいに、例示的に申し上げているわけでございます。

松原委員 この間の質疑でも明らかになったのは、直接型というのはかなり怪しいという議論もあるんですけど、それは、今の話で、こういった税の減免が同時に行われるからこれはおかしいかもしれぬ、何かあるかもしれぬというので、フリーターなんかに関しては特にわからないからというところもあってこうしているけれども、直接型というのは、基本的なところは、基本納税としてお答えしていただければいいけれども、これは日本だけじゃないですか、こんなことがあるの、ちょっと教えてください。

渡辺国務大臣 前回の議論でも出た話ではございますが、なかなかこういう苦心の策の税制を持っている国は見当たらないということでございます。

松原委員 では、ちょっと確認しますが、こういうことをやるときに問題が発生する可能性もある。当然、インチキをやる企業間が出てくる可能性がある。罰則規定というのは、どういふ罰則規定があるんですか。

渡辺国務大臣 これは、先ほどの要件の中で申し上げましたように、地方公共団体による確認がまずございます。そして、対象とする範囲を地方公共団体が確認できるものに限定いたしております。寄附を受ける民間会社に対する地方公共団体の検査監督権限を法定化いたします。そして、違反行為等がある場合には罰則を適用するという中身になっております。

松原委員 罰則の中身を教えてください。これは極めて重要な問題だ。

渡辺国務大臣 第三十三条におきまして、「次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。」と規定がございます。これを読み上げてもいいのでございますが、第三十三条で三十万円以下の罰金を規定いたしております。

松原委員 間接型についての罰則規定はどういふものがありますか。

渡辺国務大臣 間接型についてはございません。

松原委員 間接型は何で罰則がないんですか。

渡辺国務大臣 間接型に対する制裁措置としては、こうした公益法人が指定の取り消しを受ける、つまり消滅してしまう、こういうことでございます。

松原委員 間接型は指定の取り消しがある、こういうことですね。これはちょっと時間があれば、またこの件は質問したいと思います。

今回、こういう新しい地域再生法の一部を改正する法律案がつくれるということでありまして、当然これは従来の地域再生法のさまざまな課題について十分に検証をし、また、十分にその実績等を見て今回の地域再生法案をつくったというふうには私は想像し、確信をしておりますが、そういうことでよろしいですね。

渡辺国務大臣 安倍内閣においては、なぜ再チャレンジ支援を重要課題とてあるか、それは、格差が固定化するようなことがあってはならないということから、このような再チャレンジ支援策を立案し、このような税制を提案したところでございます。

松原委員 従来の地域再生法をきっちりと検証した上で今回ののができたということだと思います。大臣がうなずいていますから。

そこで、また地域再生法、新しい今回の法案に戻りますが、その前に、旧来の地域再生法についての検証はどのように行われたのかをまず確認したい。

質問として、具体的なことをお伺いしたいわけでありまして、地域再生税制の趣旨及び実績、それから、地域再生計画というのは大体三本柱からできていると言われていて、交付金と再生税制といわゆる転用承認、この三つです、大臣御案内のように、私ですら

知っているんだから大臣は知っているでしょう、この三つだ、この三つに関して、地域再生計画は全国で何件できたのか、具体的に地域再生税制の趣旨及び実績はどんなになっているのか、そして、この補助対象施設の転用承認の趣旨、実績、実例、こういったものがどようになっているか。

ですから、同時に、交付金の部分では地域再生基盤強化交付金と、今言った地域再生税制と、いわゆる転用承認のこの三本柱、それぞれの趣旨と現状の実績、これは基本的なことですから、明確に答えていただきたい、この答弁をまずいただきたい。

渡辺国務大臣 まず、地域再生計画の認定状況でございますが、第一回目、四百五十三件、これは平成十七年六月と七月であります、第二回目は百十件の認定件数であります、平成十七年の十一月であります、第三回目は平成十八年の三月認定であります、百四十件ございます、第四回目は平成十八年の七月認定であります、七十七件ございます、第五回目は平成十八年の十一月認定で、三十件ございます、合わせて八百十件の認定をいたしております。

また、税制の方でございますが、個人投資家が地域再生のための出資をいたします、これは特定地域再生事業会社に出資をするわけでございますが、この特定地域再生事業会社について、地方公共団体が地域再生計画をつくり、その中で株式会社が行う地域再生事業が記載をされたものである計画であるということでございます、その中で、内閣総理大臣が地域再生計画の認定を行い、また、認定地域再生計画の指定を行うということになっております。

何件あるかとお尋ねでございますが、これは事務方より答弁をさせていただきますと思います。

松原委員 私は、基本的に三本柱があると言ったんです、三本柱を答えていないんです、三本柱の趣旨と実績を教えてくださいと言ったんです、これをきっちり検証しないで次には行けませんねという話をした後、こういう導入の質問をしているのです。

一つは補助対象施設の転用承認の趣旨、実績、実例、それから地域再生税制の趣旨と実績、これは言っていない、今、それから、地域再生基盤強化交付金の趣旨と実績、これも十分に言っていない、どうなっているのか、これを聞いて、その実績についてこちらはまた質疑をしたいと思うので、これを答弁してもらわないといかぬ、ちゃんとデータがあるんだから答えをほしいし、データがないんだらそれを待たないで、それをはっきりしてください。

渡辺国務大臣 まず税制であります、先ほど申し上げた特定地域再生事業会社の計画認定は三件であります、会社の指定は今のところございません。

また、地域再生基盤強化交付金でございます、これは六百件ほど実績がございます、道路整備交付金が二百十三件、汚水処理施設整備交付金が三百五十二件、港整備交付金が四十四件となっております、これは平成十八年十一月時点での認定計画数でございます、この中で、複数の交付金を活用する地域再生計画が九件ほどございます。

また、第三点目の転用でございます、計画は三十件ほどございます。

松原委員 さらにちょっと、これは三件しか会社のそれがないという、非常に少ないんです、まず、その三件の中身を教えてください、そして、何で三件しかないのか、他に、これに関して三件以外に出されて却下された事例があるのかないのか、これをはっきりしないと、今回の住民も間接型も同じですよ、議論として、なぜ三件なのか、その検証は済んでいるのか、三件は何か、三件以外にどういうものが言われてだめだったのか、それを教えてください、それをきっちり議論したい。

それからもう一点、では、それを先に行きましようか、その三件を教えてください、中身を具体的に。

渡辺国務大臣 この三件以外に却下された事例はございません、なぜ三件なのか、これは要件が厳し過ぎるからでございます、今回の改正案の中で要件を緩和するお願いをいたしております。

松原委員 つまり、前回の地域再生法の三本柱のうちのいわゆる税の減免に関しての部分では、今言ったような、でも、逆に厳しくて当たり前なんだ、これは、厳しくて当たり前なんだ。

ちょっと時間の都合もあってやるけれども、今のほかの質問に対しての答弁も今してもらってもいいんだけど、その前に、税の減免は課税の公平の観点から慎重にしなければいけない、当然ですね、三件しかないというのは、ハードルを上げて慎重にするからそうなんだ、逆に我々は、直接型というのは怪しいぞ、親子の中でやったりするんじゃないか、いわゆる特定の情の中で、これは問題だということを指摘しているわけです、市村君も。

それで、私が言いたいのは、そうしたら、この税の減免は課税の公平の観点から慎重にしなきゃいけないと、所得税、法人税法上、他のどんな場合に寄附金控除が認められるか、実例をちょっと言ってください、そんなのが具体的にどれほどあるのか。

渡辺国務大臣 寄附金控除というのは実にさまざまなシチュエーションがございます、例えば、松原議員の政治資金団体に寄附をする、寄附金控除の限度額というのがございますね、そういうものもこれは対象になるわけでございます、別に政治家への寄附だけではございません、いろいろなレベルでの寄附金控除が認められているのは御案内のとおりであります。

松原委員 法人税法上の寄附金控除はどういうときにやるのか、お伺いしたい。

渡辺国務大臣 例えば、認定NPO法人に対する寄附金というのもございます、それから、特定公益増進法人に対する寄附金というのもございます、これらは再チャレンジ支援寄附税制とは限定されないものであります。

それから、指定寄附金というのもございます、例えば、国宝の修復、それから赤い羽根募金、私立学校の教育研究等に対する寄附金であります、それから、国や地方公共団体に対する寄附金がございます、公立高校に寄附をすると公立図書館に寄附をする、こういったものは、法人税は国、地方に対しては全額損金算入、指定寄附金についても全額損金算入となります。

また、特定公益増進法人に対する寄附、それから認定NPO法人に対する寄附については、一般の寄附金とは別に、例えば所得金額の二・五％プラス資本金等の額の〇・二五％に二分の一を掛けたものが損金算入となるわけでございます。

ついでながら、再チャレンジ支援民間会社に対する寄附税制もこのような一般の寄附金の損金算入の式を踏襲いたしております。

松原委員 そこで、そうしたら国税たる所得税の減免対象を地方団体の指定にゆだねる制度というのは、ほかにどういものがあるのか。

渡辺国務大臣 所得税についてのお尋ねでございます。

所得税については、先ほど申し上げました、国、地方公共団体に対する指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金、認定NPO法人に対する寄附金、いずれも寄附金マイナス五千元を所得から控除するということにいたしております、総所得の三〇％相当額を限度といたしております。

再チャレンジ支援税制についても同じでございます。

松原委員 いや、私が質問しているのは、現状において、国税たる所得税の減免対象を地方自治体の指定にゆだねる制度はありますかと聞いている、これは極めて重要だから教えてください。

渡辺国務大臣 再チャレンジ支援税制においては、地域再生計画の作成を内閣総理大臣が認定いたしております、したがって、これに基づいて対象となる地域の公益法人の指定を行うことといたしております、この点でチェックがかかるということでもあります。

松原委員 いやいや、だから、今あるのかと聞いているんだよ、今あるのかというのを聞いているので、ちょっと、きっちと答弁してください。

渡辺国務大臣 先ほど申し上げました特定公益増進法人に対する寄附金と構造的には今回同じものでございます。

松原委員 それは、地方公共団体がそれを指定する、こういう認識でいいんですね、そういう質問ですから、そういう趣旨でいいんですね。

渡辺国務大臣 いずれも都道府県が認定をいたします。

松原委員 そして、さっきの質問で時間を十分与えましてから答弁ができていと思うので、答弁漏れなので聞きます。

いわゆる転用承認の実績、実例、さっき質問して、木村筆頭も、質問してすぐはあれだということから、十分くらい時間をとったんだから、ここで実績とかそういうのをきっちり答弁してください、それが答弁できなきゃ、これはちょっと待たなきゃいかぬので、お願いします。

渡辺国務大臣 先ほど申し上げましたように、実績としては三十件でございます。

例えば、これは東京豊島区の例でございますが、文化芸術創造都市の形成、としまアートキャンパス計画と銘打ってございます、NPO活動支援として低利融資などの支援を行っているものであります、区民、NPO、企業、自治体等の協働により、地域住民等を対象としたアート関連イベントやシンポジウムなどを開催し、文化芸術活動を地域に定着させ、文化芸術を基軸とした地域コミュニティの再生を図り、文化芸術創造都市を目指すものでございます。

このアートプログラムの実施によって、年間三千人の延べ参加者人数が目標であります、また、文化芸術創造活動の推進、年間延べ一万八千人の利用を目標といたしております、平成十九年度開設予定の東池袋交流施設、これは仮称でございますが、この運営サポーターの育成も目標といたしております。

また、熊本県、山都町におきましては、潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくりと称しまして、地元特産の矢部茶の茶畑あるいはコミュニティ施設での交流などを企画いたしております。

取り組みの概要でございますが、廃校の校舎をコミュニティ施設といたします、そして、そこにおいて、地域の農林産物加工施設や小規模多機能型居宅介護事業所等に転用をし、行政と地域住民とが連携しつつ活用する内容となっております、道路整備交付金の活用も行っております、町道と林道を一体的に整備し、こうした施設とのアクセスの改善を図ることによって、農林業の振興、都市農村交流の促進及び地域介護の拠点施設の整備を進める内容でございます。

松原委員 先ほど、地方団体の指定にゆだねる制度はあるかという、あると答弁されましたが、今確認をいたしますと、これは公益法人等の認定であって寄附の認定ではないということなので、答弁は間違いじゃないですが、答弁を撤回していただけますか、確認をします。

渡辺国務大臣 これは、構図が同じであると先ほど申し上げたつもりでございます。

松原委員 では、私の質問と違うことを答えておたわけですね、そういうのをはぐらかしうんなんです、私が言っているのは、国税たる所得税の減免対象を地方団体の指定にゆだねる制度はあるかと思ったら、構図が似ているということで、寄附の認定はしないけれども公益法人に認定はするなんて、そういう答弁をしたら困っちゃうんですよ、大臣だって困っちゃうでしょう、困った顔をしているけれども、困っちゃうでしょう。

では、もう一回確認しますが、その制度はほかにありますか、すぐ調べてください。

渡辺国務大臣 同じものは承知いたしております。

松原委員 渡辺大臣のパーソナリティーで大分得しているんじゃないかなというふうなところがあって、そんなことを私が言っちゃいかぬのですが、しかし、これはもうちょっときっちと、やはり後のお役人さんの話を聞きながらじゃないと答弁ができないという、その認識では、まあ大臣は突然ピンチヒッターで出てきたからそういうのもあるかもしれぬけれども。

とにかく、やはりこういうふうな不正常な中でやるときは、大臣、もうちょっと気合いを入れて勉強してもらわないと、一つ一つ、構造はそうですが実際は違いますなんてそういう答弁をされたら、困ってしまうんです。

まあ時間が来ましたから、以上で終わります。

河本委員長 次に、小宮山洋子君。

小宮山(洋)委員 民主党の小宮山洋子でございます。

まず、やはり与党の皆様にご覧をいただきたいのは、こういう不正常な形で行うことは、法案の質疑にとっても私たちそれぞれにとっても不幸なことです、これは委員長も理事の皆さんも委員も、一刻も早く正常化をしたいということは願っているわけですから。

そもそも、予算の強行な採決を十分な審議をせずに行った与党に責任があるわけです、そして、この衆議院では七割を与党が占めているわけですから、そういうところではやはり度量というものも必要です、(発言する者あり)どのように対応したら正常化をするのか、これは野党のせいだ野党のせいだと先ほど後ろから聞こえてきますけれども、もともと予算の審議時間は圧倒的に少ないわけです、総務委員会や財金委員会でもしていないわけです、その回復をすることなど私どもはしっかりと条件を提示していますので、もっと真摯にその対応を責任と与党としてやっていたことをまずもってしっかりお願いしたいと思います。

その上で、構造改革特区改正案について伺います。

まず、基本的な知識といたしまして、全国展開をするのか特区のまま続けるのか、それは評価委員会で評価をするということですが、これは何を基準に評価をされるんでしょうか、

渡辺国務大臣 全国展開に当たり評価委員会にかけるものと、各省の判断によって全国展開を行っているものがございます。特区の特例につきまして、評価委員会が評価をする場合も、それぞれの規制所管省庁がみずから判断をする場合も、どちらも問題がなければ全国展開を推進するという考えに違いはございません。

特例につきましては、評価委員会は特区での適用から一年後に評価を行うことにいたしております。この間、規制所管省庁が法改正のスケジュールなどの関係から、評価委員会の評価に至る前にみずから判断して全国展開、オール・ジャパン展開をするというケースがございます。このこと自体は何ら問題はなからうと考えております。ただし、この場合においても、評価委員会の方は規制省庁から全国展開の内容について報告を受けます。そして、特区での要件が強化されていないか、そのあたりはきちんとチェックをいたしております。

小宮山(洋)委員 要件が強化されていないかと、ちょっとよくわからなかったんですけども、

先ほど、まだこれから何もうと思っております。省庁が決めるのと評価委員会が決めるのとの違いということまでお答えいただいたんですが、どうしてそこが、同じなのにこういう二つの手法があるのかよくわかりませんが、私が伺ったのは、何を基準に全国展開を決めているのですかとという基準を伺ったんです。もう一度、お願いします。

渡辺国務大臣 評価の具体的基準でございますが、まず、地域を限定することなく全国において実施をするという基準がございます。この場合、弊害が生じないと認められる場合、第二に、弊害が生じてても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防などの措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合でございます。第三に、弊害が生じていても比較的軽微であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較して効果が著しく大きいと認められる場合、地域を限定することなく全国において実施ということに相なります。

続きまして、当該地域特性を有する地域に限定して適用する場合がございます。この場合は、弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保されること、そして、是正または追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合がこの場合であります。

その次に、規制の特例措置の廃止の場合がございます。これは、弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合には、規制の特例措置の廃止ということになるわけでございます。

小宮山(洋)委員 次々全部読み上げていただきましたが、今読み上げていただいて、言っていらっしゃる御本人がよくわかりましたが、その程度の基準で全国展開をしては困る例があるのではないかと感じておまして、これから具体的にちょっと、

今回の大きい項目の一つで、学校教育法の特例、満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園することができる特例を削除することについて、すなわち二歳で幼稚園に入れるという特例を全国展開するということですが、これは、今おっしゃった、弊害が生じない、あるいは生じても予防ができる、比較的弊害が軽微で効果が著しく大きい、今メモをとったらそういうことだと思うんですけども、そういうことだとみなされたんでしょうか、何を基準にこれを全国展開と決定されたのか、

それと、この評価委員会、どういうメンバーがいらして決定されたのかもあわせてお答えください。

渡辺国務大臣 まず、認定こども園でございますが、御案内のように、幼稚園で二歳児のお子さんの受け入れを認めることは、三歳未満のお子さんの受け入れ体制が複雑化して現場が混乱するのではないかと、こういった御指摘があるわけでございます。

認定こども園や保育園、幼稚園のあり方につきましては、まず、就学前のお子さんに関する多様な教育とか保育のニーズに適切に対応し、よりよい仕組みとしていくことが求められるわけでございます。このために、国が一元化をしいて一律の対応を求めるのではなく、地域や家庭の実情に応じて三歳未満のお子さんの受け入れ形態を選択することができるようにする方が適切ではないかと考えたわけでございます。

現場が混乱するのではないかとという御批判はよく承知はいたしておりますけれども、地域やそれぞれの施設においていろいろな取り組み、いろいろな工夫が行われることは、決して悪いことではないと思うんですね。したがって、こうした発想で、関係省庁におきましてこういう制度の周知に努められているものと考えております。

小宮山(洋)委員 多様なニーズにこたえるのはもちろんいいんです。ただ、そのときに、子供にとって一番いい状態であるかどうかが問題で、幼稚園で二歳児を受け入れるということが、本当にそれが一番子供にとってよい、最善の状態かというのに疑問があると思っています。

大臣、その専門の大臣でいらっしゃるから余り伺っては、お気の毒かと思つたんですが、今、冒頭、大臣御自身が認定こども園ということをおっしゃいました。これは、昨年政府が鳴り物入りでつくったものですが、認定こども園とはどういう仕組みなのかおわかりで今おっしゃったんですね。認定こども園と今回の幼稚園の二歳児受け入れとの関係はどうなるんでしょうか、

渡辺国務大臣 認定こども園につきましては、釈迦に説法でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律に基づいております。

認定の要件としては、第一に、就学前の保育に欠ける子供も欠けない子供も受け入れ、幼児教育、保育を一体的に提供すること、第二に、地域の需要に応じた子育て支援事業を提供すること、第三に、認定こども園の施設及び運営に関する国の指針をしっかりと都道府県が条例で定める認定基準に適合することを要件といたしております。

小宮山(洋)委員 これは昨年の十月から施行をされて、私たちはその質疑でも文部科学委員会で、かなりこれは現場に戸惑いと混乱が出るのではないかと、モデルケースを一年しかやらなかったわけですから、モデルを実施したところからもそういう声があるということを申し上げました。

それで、十月に鳴り物入りで始めて、では今、こども園の方はどれくらいあるか御存じですか、そのことと、そこが徹底していないのに新しくまたつくることの混乱ということを心配します。

渡辺国務大臣 これは手元に資料がございますので、申し上げさせていただきます。

認定こども園の認定数は、平成十九年三月一日、今月一日現在でございますが、十三件であります。十八年度内の申請見込み数は約百十件であります。十九年度、来年度以降の申請見込み数は約七百五十件でございます。

小宮山(洋)委員 よく勉強していらっしゃるようですので重ねて伺いませけれども、こども園の仕組み、認定こども園、物すごく複雑なんですね。四つタイプがあって、その中の幼稚園型の申請しかないんです。これは、それはどういうことと思われませんか。せつなく地域でやれるようにとかいろいろなことをやりましたのに、この四つの複雑な仕組みを文科省と厚労省が両方やって、幼稚園型しか誕生していないということは、幼稚園にとっして都合がよくないということじゃないですか、

渡辺国務大臣 二歳児を受け入れる幼稚園と認定こども園と保育所と、それから今御指摘のようなものがございますが、まず、二歳児を受け入れる幼稚園は、幼稚園の接続として受け入れているということであります。認定こども園においては、就学前の教育と保育を一体的に提供するというで受け入れております。

また、御参考の話でございますが、保育所においては、福祉的な観点から保育を提供するというで受け入れております。また、保育に欠ける子供を対象としたものではないというのが幼稚園でございます。保育に欠ける子供も保育に欠けない子供も受け入れるのが認定こども園でございます。保育所は当然のことながら保育に欠ける子供を受け入れております。

小宮山(洋)委員 聞いている質問と違います。

渡辺国務大臣 認定こども園の認定数、三月一日現在でございますが、これは、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、千葉県、長野県、大分県、宮崎県の八県であります。幼保連携型が八件、幼稚園型が五件、合計十三件となっております。

また、ついででございますが、認定こども園の認定申請見込み数であります。大体、三十二都道府県の調査を実施いたしております。平成十九年一月十五日現在の数字であります。平成十八年度内の申請見込み数は約百十件、先ほど申し上げたとおりでございます。平成十九年度中の申請見込み数は三百二十件、平成二十年度以降の申請見込み数は約四百三十件、合わせて申請見込み件数は八百六十件となっております。

小宮山(洋)委員 私が何で詳しくのことを言っているかという、去年こういう新しい仕組みを導入したんですよ、そのことで現場は混乱をするんです、それは半年の間に十三件しかない。

さっき私が申し上げたのは、今出しているのは幼稚園型と、あとは幼保一体ということで最初からつくったもので、保育園型や地域が自主的にできるものがないのはなぜか、今つくったものに欠陥があるのに、また新たなことをしようとするのは何事だということをお申し上げたいんです。

なぜ、ほかのものができないで幼稚園、これは幼稚園主体の仕組みだったんじゃないんですか、幼稚園の預かり保育に補助金をつけたいからだとという説もあつたんじゃないんです。

そういうようないろいろ、幼稚園、保育所それぞれのサイド、あるいは役所の権益といましようか、少子化の中でやっていくのは大変なわけですよ、保育所も幼稚園も、その中で出てきて、子供が真ん中にいないんじゃないんですかということをお申し上げているんですが、いかがでしょうか。

渡辺国務大臣 先ほども申し上げたことでございますが、それぞれの地域でいろいろなニーズがございます。また、施設やそれぞれの御家庭でのニーズも多種多様でございます。したがって、こうした多様なニーズにこたえるためにこうした制度をつくったところでございます。

小宮山(洋)委員 いや、何で保育所の方にメリットがないような形なのかということ、それから、先ほどから地域地域とおっしゃいませけれども、地域が自主的にやれるものは一つも手が挙がってないですよ。

渡辺国務大臣 そうした御指摘、御意見を踏まえて、これから関係省庁と協議をしてみたいと考えております。

小宮山(洋)委員 先ほど、今回学校教育法の特例を全国展開するに当たっては、ちゃんと聞いてください、大丈夫ですが、(渡辺国務大臣「はい」と呼ぶ)幼稚園の接続としてやるとおっしゃいましたね。そうすると、二歳児も幼稚園の教諭が見るわけですね。

渡辺国務大臣 今後、保育所型、地域裁量型も申請の見込みはございます。

いずれにいたしましても、今後もいろいろな御意見を踏まえた協議を行ってまいりたいと考えております。

小宮山(洋)委員 それはさっきの私の質問への答弁で、今、私がした質問をお聞きでしたか。

幼稚園の接続と言われたので、ではそこは、今回のこの特例の全国展開では幼稚園教諭が二歳児も見るとのことですなと伺ったんです。

渡辺国務大臣 認定こども園においては資格要件はございません。(小宮山(洋)委員「いや、違う。今回の話を聞いているんです。違います。聞いていることと答えが、今回の特区の全国展開の話をしているんです」と呼ぶ)必要な人員を補充して行っていくということになるわけでございます。

小宮山(洋)委員 必要な人員を補充する、でも、メーンは、先ほど幼稚園の延長だとおっしゃったように、今まで幼稚園の教諭がやるのがメーンなんですよ。そうでなければ、今回の特区を全国展開すること認定こども園との違いもまたわからなくなるし、あんなややかしいのを去年導入したばかりなのに、また何を今度するのかということがまたさっぱりわからなくなります。

渡辺国務大臣 これは幼稚園でございますので、基本的には、したがって、幼稚園教育が主体となるわけでございます。

小宮山(洋)委員 今のお答えだと、認定こども園の質疑のときに政府側からのお答えいただいたこととずれてまいります。というのは、認定こども園は幼稚園と保育所と一緒にした形ですが、ゼロ歳児から二歳児までという、保育所なども保育士さんの数多くがその子供の生活を見ている部分については、保育士が当たると伺っております。ということは、今回、二歳児を幼稚園の教諭が見るとことは新しい試みということですよ。

渡辺国務大臣 幼稚園教育の延長として行っていただくわけでございますので、子育て支援としての二歳児受け入れを行うに当たりましては、保育所における二歳児保育の実際を見たり体験したりするなどして二歳児の発達、保育のあり方について研修を行うということは大変有効なことであらうかと思ます。

小宮山(洋)委員 何が有効かを聞いているんじゃないかと、事実関係を聞いているんです。今は全然答えになっていません。

渡辺国務大臣 実際はどうかというお尋ねでございます。

実際は、幼稚園教諭の七割から八割は保育士の資格を持っております。したがって、先ほど私が申し上げましたように、保育所などにおける二歳児保育の実際を見たり体験したり勉強したりして研修を行うことは有効ではありませんかと申し上げたわけでございます。

小宮山(洋)委員 やはり質問であることとちょっと答えが違うと思うんですね、これは決して細かいことではなくて、今度の構造改革特区の幾つかる柱の一つの大きな柱がこれなんです。ですから、これはやはり子供にとってどうかということを引きちゃんと責任者の大はわかってお答えいただかないと、今の御答弁は全部ずれています。

渡辺國務大臣 先ほど申し上げましたように、実際はどうか、こういうことですよね、したがって、実際は幼稚園教育の延長として行われるわけでございまして、幼稚園教諭の七割から八割は保育士の資格も持っております。ですから、この保育士の資格をお持ちの幼稚園教諭の方々が保育所で二歳児の受け入れの実際を見たり体験したり勉強したりして二歳児受け入れに当たるということは大変有効ではないかということをお願いしているわけでございます。

小宮山(洋)委員 私が申し上げているのは、幼稚園教諭にとって有効かじゃなくて、そのときに預けられる子供にとってどうかということを言っているんです。

御承知だと思えますけれども、保育所というのは、朝から夕方まで、今、延長保育もございまして、一日の多くの時間をそこで育てられるんですよ。ですから、教育の……(発言する者あり)かみ合っていないですね、教育の延長でそこをやらせては困るということをやっているんです。

八割が資格を持っていたとしても、ではそれを一々チェックをされるんですか、持っている人のところだけやるんですか、そんな条件にはなっていません、だから、こういう形で教育の延長として二歳児をやることに問題がある。そこに弊害がないということの評価委員会が判定をされたのなら、そのあたりを詳しく伺いたしたいと思います。

渡辺國務大臣 幼稚園というのは、先ほど申し上げましたように、保育に欠ける子供を対象にしたものではないわけでございます。ですから、認定こども園においては、保育に欠ける子供も保育に欠けない子供も受け入れているわけでございます。実際は、お母様が主婦をしておられるような方を大体念頭に置いているわけでございます。

これは平成十八年の十二月一日の閣議決定によって構造改革特区基本方針の一部変更したものでございますが、二歳児については、幼稚園児として集団的な教育、すなわち幼稚園教育を行うのではなく、幼稚園的人的、物的環境を適切に活用し、親子登園等、個別のかわりに重点を置いた子育て支援としての受け入れという形態に変更し、全国化を図るとしてあるわけでございます。子育て支援としての二歳児の受け入れに係る留意点を通知で発出することによってその普及を促すということも、あわせて申し上げているところでございます。(小宮山(洋)委員「全然答えが違いますよ」と呼ぶ)

これも先ほど答弁申し上げたことでございますが、認定こども園や保育所がある中で、幼稚園で何で二歳児の受け入れを認めるんだと先ほどの御指摘でございます。現場が混乱するよ、こういう御批判があるわけですが、幼稚園というのは保育に欠ける子供の受け入れを目的としたものでなく、幼稚園教育への円滑な接続を目的とする子育て支援として、二歳児の幼稚園での受け入れも保育に欠ける子供の受け入れを目的としたものではないと先ほどから申し上げているわけでございます。

小宮山(洋)委員 二歳児を幼稚園で幼稚園教諭が主体で見たら一日の生活を見るという保育士的な役割ができない場合に、その子にとっていい状態ではないんじゃないですかということをお願いしているのです。

それとあわせて、それでは、どれくらいの子供にメリットがあるということと、何人くらいあるいは何万人くらいの子供にメリットがあるということと全国展開をなさるのですか。

あわせて、その全国展開のメリットと、その二歳の子供の置かれた、もう幼稚園は何か、保育所は何かはよくわかっています、そうではなくて、新しいものをつくるのであれば、その仕組みの中の子供にとってどうかをお願いしているんです。仕組みの説明では、全く今の答弁は違いますが、私の聞いていることに答えてください。

渡辺國務大臣 地域やお母様方、保護者の方々のニーズにこたえと同時に、お子様たちにとってもよかれと思ってやっているわけでございます。

今後の数字でございますが、幼稚園の数は、平成十八年の五月現在で一万三千八百三十五園ございます。幼稚園児の数であります。百七十二万六千五百二十人、全国でいらっしゃいます。このうち、三歳未満児に係る幼稚園入園事業として特区は三十七自治体、三十八件ございます。幼稚園の数は約六百園であります。在籍園児数は三千二百六十五人となっております。

ついでながら、全国の保育園の数は約二万三千園ございます。

小宮山(洋)委員 先ほどから申し上げている、二歳の子供の置かれた状況にとって本当にいいのかということと、私は、今だけだからじゃなくて、どれくらいのニーズがあると考えてやっているのかということをお願いしているので、そこについては全くお答えをいただいています。聞いていることと答えが違います。

渡辺國務大臣 先ほど申し上げたことでございますが、こういった改革は、お子様にとってもよかれと思ってやっているわけでございます。

評価委員会の方の評価の判断の理由でございますが、規制所管省庁によれば、二歳児の幼稚園生活への不適合、園全体の教育環境の悪化、教員の負担増による幼稚園業務の質の低下といった課題については、さらに幼稚園の集団教育との円滑な接続等の観点から、幼稚園に対して国として子育て支援としての二歳児の受け入れに際しての指導上の留意事項等を明示することで解決が可能と考えているということの評価委員会の判断の理由にいたしております。

小宮山(洋)委員 それでは、今、保育所で二歳児何人に対して保育士一人がいてやっているのか御存じですか、そういう水準がちゃんと保てるのかどうか、今のお答えでは、二歳の子供を今回、全国に特区を広げた際に幼稚園で見るということで子供の利益になるとはとも思えませんので、そのお答えをしっかりといただかないと私の質問の答弁にはならないと思います。(発言する者あり)

渡辺國務大臣 保育園におきましては、保育士一人で園児が六人となっております。

幼稚園におきましては、きちんと計画を立ててくださいという要請、指導をしているところでございます。

小宮山(洋)委員 だから、六人に対して一人で見ているところを、今度、幼稚園の延長だとそうはならないわけですね。そのところがやはり、これはあくまで保育所のことを聞いているのではなくて、その基準に合った形でない、今回、特区を全国展開するということは、私としては子供の立場からこれは納得できないと思えますけれども、

渡辺國務大臣 先ほど来申し上げております三歳未満児に係る幼稚園入園事業の実施状況でございますが、在籍園児数が三千二百六十五名でございます。これに対して施設数は、五百五十六が実際に受け入れている施設となっております。

いずれにいたしましても、保育園の一对六という水準に近づけるように、それぞれ計画をつくってくださいという指導をしているところでございます。

小宮山(洋)委員 私は今のお答えでは納得できませんので、これはまた後ほど絶対、採決を急ぐということではなくて、きちんとした御答弁をいただける形で確認をさせていただきたいということをお願いいたします。

とにかく、認定こども園もないわけですよ、去年通して今やっている実態が、そこに加えて今のような御答弁で二歳児を幼稚園で見るということは、先ほど私にとってと言ったら見解の相違だと言われましたけれども、そうじゃなくて、子供たちにとっていいことだとはとも思えません。そういう意味で、構造改革特区の全国展開の審査の仕方も含めまして大変問題が多いと私は思いますので、また機会を改めてぜひ質問をして、しっかりと答弁をいただきたいということをお願いして、私の質問、きょうは終わります。

河本委員長 次に、佐々木隆博君。

佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございます。

最初に、私は地域再生と構造改革で初めて質問をさせていただんですが、委員長にお願いを申し上げたいというふうに思います。委員長のお力でぜひ正常な形でしっかりと質問をさせていただけるように、委員長の御努力をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

地域再生法について伺いをいたします。

最初に、きのうの参議院の予算委員会の集中審議で、総理が、地域活性化は九つの法案で私たちは頑張ろうと思っているんだという答弁をされていたというふうに思うんですが、その九法案というのはどのようなものなんでしょうか。

渡辺國務大臣 地域活性化関係の九法案でございますが、一つは、構造改革特区法の一部を改正する法律案、これは内閣官房が出ております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案、これも内閣官房でございますが、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他、地域の活力の再生を推進するため、地域再生協議会の設置及び地域における再チャレンジ支援の促進のための寄附税制、先ほど来議論している話でございますが、これらの措置等について定めるものでございます。

第三に、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案で、厚生労働省が出ております。これは、人口減少下において労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の応募機会の拡大、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のため必要な措置を講ずるとともに、雇用情勢の特に厳しい地域及び雇用創造に向けた市町村等の意欲が高い地域に支援を重点化する等の所要の改正を行うものであります。

第四に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案でございます。農林水産省であります。これは、農山漁村における定住及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置などを行うこととしております。

第五に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案であります。経済産業省でございます。中小企業の事業活動の促進、地域経済の活性化を図るため、地域に存在する特産物、観光資源等の地域産業資源を活用して事業活動を行う中小企業を支援するための措置を講じております。

第六に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案で、これも経済産業省であります。産業集積の有する機能が地域経済の活性化に果たす役割をかんがみて、地方公共団体が行う産業集積の形成及び活性化に関する計画的な取り組みを効率的かつ効果的に推進するための措置を講ずることによって、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることとしております。

第七に、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案で、国交省であります。都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、それから防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道または都道府県道の管理の特例措置の拡充等を行うこととございます。

第八に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案、これも国交省であります。地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公共交通総合連携計画の作成、地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両または船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の円滑化を図るため、鉄道事業法に係る事業許可の特例等について定めておるものでございます。

第九に、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案で、これも国交省であります。広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき民間拠点施設整備事業計画の認定制度及び拠点施設関連基盤施設整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずるものとしたしております。

以上であります。

佐々木(隆)委員 随分丁寧に答えをいただいたものですから、私は午前中の持ち時間が余りないので、できれば大臣の明快な、短時間で答えをいただければよりうれしいというふうに思います。

このことについてはまたちょっと後で触れたいと思うんですが、今、この事業、再生法を含めて九つあるわけですが、そのほかに、安倍総理の公約といえますか方針といえますか、そういった形で類似の事業が同時に幾つもスタートをしている。先ほど大臣も何かちょっとこんがらかれたときもあったようなのでありますが、この九つのほかにもっと別な事業として、一つには再チャレンジ支援プログラムというのがあって、そのほかにイノベーション25というのがあって、そのほかに頑張る地方応援プログラムというのがあって、これが非常に似通ったところもあったりなんかしているわけがあります。これらをどのように整理統合しながら進めようとしているのか。

この事業についても、余り午前中の時間がありませんので、できるだけ御協力をいただきながらお願いを申し上げます。

渡辺國務大臣 御指摘の頑張る地方応援プログラムも、実は地域活性化政策体系の中に位置づけてございます。

この政策体系におきましては、五つの視点、まず、知恵において、頑張る地方応援プログラムや広域的地域の自立、活性化、地域の強みを生かした企業立地の支援、地域雇用の再生支援、地域公共交通の活性化、再生などを挙げております。また、その五つの視点のうち資源というところにおきまして、地域のイノベーションの強化を掲げております。この資源という点では、地域資源によるバイオマス利活用の促進なども含まれておりますし、先ほど申し上げました中小企業による地域資源を活用した取り組み支援なども掲げておるところでございます。

したがって、こうした総合的な政策体系を今回取りまとめたところでございまして、何が何だかわからないじゃないか、こういう御指摘もございますので、それぞれの地域からお呼びがかかれば、地域活性化応援隊という大デリゲーションをつつて、それぞれの地域に出かけていくということをもう既に始めております。先月でございますが、一月、二月にかけまして、熊本県それから宮城県に出かけております。この地域活性化応援隊の中にはカリスマ的な方々もいらっしゃいまして、そういう方に対しては、私が地域活性化伝道師の認定を行いまして、オール・ジャパンで御活躍をいたさうということにいたしております。

それだけではございませんで、ワンストップ相談窓口というものを、もう既に仕事を始めておりますが、一つは永田町合同庁舎の三階、それから虎ノ門第二十三森ビルの六階にそれぞれ相談窓口を置いて、地域からの相談に応じているという状況にございます。

佐々木(隆)委員 午前中の時間がなくなってまいりましたが、応援隊や伝道師の話は後ほどちょっとまたお伺いしたいというふうに思んですが、例えば千八百の市町村に大臣がお一人で行くわけではないでしょうけれども、三百日で割ると一日六件ずつ回らなきゃいけないということになりますので、そういうのもどうやって広めていくのかというのも後ほどちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

午前中の時間がなくなってまいりましたが、こうしたものを進めることの中で、私は、内閣府が担当する中でとりわけ地方分権というのは安倍内閣にとっても大変重要なテーマだったというふうに思んですが、今申し上げたような事業の中で、地方の団体とどのように協議してこのそれぞれの計画がつけられたのか、また、要望としてはどんなものがある、どういうふうに取り入れられたのかについてお伺いをしたいと思います。

渡辺国務大臣 地域活性化でありますから、当然地方との意見交換は重要でございますし、そうした意見交換をして今回の政策体系を取りまとめたところでございます。そしてこれから、先ほど申し上げましたように、地方公共団体に対しては今回は情報提供を実施し始めたところでございます。今回、御審議いただいております構造改革特区法の改正案それから地域再生法の改正案につきまして、地方六団体への情報提供や意見交換を実施したところでございます。

佐々木(隆)委員 午前中の時間がなくなりましたので、あとは午後にさせていただきますというふうに思います。

河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時四十四分開議

河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします、佐々木隆博君。

佐々木(隆)委員 午前中に続き、質疑をさせていただきます。

先ほど地方との協議についてお伺いをしたところで午前中終わっているわけですが、私は、地域再生法という名前がついているくらいですから、地方分権に役立つものでなければならないというふうに思っております。

それで、地方分権を推進するのは内閣府と総務省だというふうに思うんですね。そういった視点で、とりわけ地方分権を進める上で大切なのは、一つには交付金のあり方と、もう一つは、市町村というか地域の人たちがどれだけそのことを理解して参加するかということだというふうに思うんです。

そこで、その前に一つお伺いしたいのは、この地域再生法の、先ほど大臣が八百十件、今、市町村の統合があって八百二件だというふうに伺っておりますけれども、その認定件数が都道府県によって相当ばらつきがあるんですね、これは同じでなければいけないというものではないんですけれども、

例えば東京とか香川というのは四件しかないんですね、認定されているのが、大都市であれば地域再生する必要がないというのでそれなりに少ないのかなという、そうでもないですね、大阪なんかはかなり高かったり、香川の出身の人がいたらさらされますが、私も北海道の田舎ですけれども、香川というところでも四件くらいしかない、このことについて検証はされましたか。

渡辺国務大臣 東京が御指摘のように四件、香川県は三件でございます。ちなみに、私の栃木県は二十四件ございまして、副大臣の地元山口県は十件となっております。沖縄が六件でございまして、一けたのところを探しますと、ほかに、奈良県が八件、富山県が九件となっております。一番数が多いのは、ざっと見てまいりますと、三十七件出している長野県かと思ます。

どうしてこんなばらつきがあるのか、こういう御質問でございますが、認定件数が二十件以上あるもの、十五件以上あるもの、十件以上あるものを地図にしていた日本地図がこういうパンフレットにかかれておりますけれども、これを見ますと、必ずしも西高東低というような分布にはなっていないような気もいたします。どちらかといえば、中国、四国が比較的認定計画が少ない、岐阜、滋賀、京都なども認定件数が少ない、南関東も認定件数が少ないという状況になっておりまして、まだこれらの分布についての統一した分析はないという状況でございます。

佐々木(隆)委員 パンフレットは私も持っておりますので、

結果はまだ検証されていないということだと思っんですね。せっかくこの法律を一部改正して新しく進めようということですので、いずれにしても、しっかりとした検証が必要だというふうに思います。

先ほど大臣が、自分自身も含めて向ういて説明するという話がありました、どう理解されているかということも、後でちょっと質問しますが、私はそんなこともあるのではないかとというふうに思います。

これは、分権推進に関する地方六団体の要請というのがありますが、六つほど要請があります。

一つは、国庫補助金や地方交付税の見直しと税財源の配分の見直しということであります。二つ目には、名称の変更、交付税ではなくて共有税にしろという要請であります。三つ目は、政策立案に参画をさせるということであります。そのほかにも、分権ですから、分権推進委員会に地方からの委員の枠とか、それから推進体制の本部をつつとか、あるいは白書を出せというのものもあるんですね、これは検証という意味だと思っんですね。

こういったことを地方六団体から言われているわけで、これは地方分権推進に関する要請でありますけれども、一連の、先ほど午前中にお伺いしました、九つの法案をある種束ねておられる大臣の手元、あるいは内閣府が所管をしている類似の事業などなどは、これらにすべて当てはまると思っんですね、この要請に、そういうことについて検討されたかどうかについてお伺いをいたします。

渡辺国務大臣 分権改革は、御案内のように、菅大臣の方で三年を目途に取りまとめの作業がこれからスタートをするわけでございます。私の方は、分権改革の総仕上げという位置づけで、道州制の方の担当も仰せつがついているわけでございます。

一方、地域活性化体系は、今までのいわゆる金太郎あめ型発展モデルと私が称するものから、それぞれの地域の埋もれた宝物を掘り起こさうという、個性ある発展モデルに転換をしようという発想でスタートをいたしております。したがって、それぞれの地域のやる気を喚起していくという作業が大事になるわけであります。

地域、地方の中では、交付税の削減あるいは公共事業関係予算の削減などによって、相当疲弊をしてしまったところがございます。そういうところは、やる気を出せと言われてもなかなかそんなにいいいきませんよ、頑張れと言われても頑張りが過ぎてへるへるになってしまうのは勘弁してほしい、そういった声も聞かれるわけであります。

したがって、地域活性化策をいたしましては、頑張り過ぎてへるへるにならないように、いかに上手に頑張っていたかという観点から地域活性化応援隊などを企画したわけでございます。それぞれの地域の埋もれた資源や担い手ネットワークをいかに上手に活用していくか、そのための知恵をどうやって引き出していかうというところに心を砕いてやっていくつもりでございます。

もう既に、熊本、宮城では、こうした地域活性化応援隊の大デリゲーションが参りまして、地方公共団体あるいはNPO等々の関係者からの相談に応じているわけでございます。そうした活動を通じて、こうした疲弊をしてしまった地域も含めて、活性化策をとみに考えていく、地域のやる気を引き出す、喚起をするという方向でやってまいりたいと考えておるところでございます。

佐々木(隆)委員 当然のことなんでしょうが、もし私の質問時間中に、先ほどの認定件数のばらつきのことを事務方の方で調べられるのであれば、大臣の方に調べて報告をいただきたいというふうに思います。

それと、このパンフレットの時期がいつなのかわからないんですが、これは数字が少し古いような気もするので、ちょっと数字の違いなんかがあったんですが、それはこっちの方が古いというふうに解釈をすればいいんですね。

それで、今あった応援プログラムの話などを含めて、地域再生については地域再生基金交付金というお話が先ほどありました。それから、先ほど九つの法案の中で、大臣のお答えの中で、都市の再生のところで交付金措置というのも答弁の中でございました。これらはいずれも交付金措置なんですね。

地域再生の基本方針の中で、〇六年の二月の閣議での決定でございますが、知恵と工夫を競い合うアイデア合戦である、あるいは地域戦略メガコンベンッドという表現が使われているんですが、私は、交付金の性格というのは本来そういうものではないというふうに思うのと、結局、いずれもいわゆる補助金と変わらない、こういう事業をやったらという一定の条件がもしついて、いわゆるひもつき交付金と俗に言われていますが、補助金と変わらないような交付金になっているのではないかとというふうに思っんですが、その点についての御見解をお伺いします。

渡辺国務大臣 御指摘の、交付金が委員のお考えになっているイメージからは遠いのではないが、こういう御批判だったかと思ます。

地方分権改革を進めていく中で、今の補助金にかわる財源の移譲については、いろいろな角度から我々も研究してきたつもりであります。何年前かに創設をいたしました地域活性化に関する交付金につきまして、実質的に補助金と同じではないのか、こういう御批判もあるわけであります。

地域再生基金強化交付金というのは、地方からの具体的な要望に基づいて、道路、汚水処理施設、港、この三分野において、省庁の所管を超えて類似の補助金を整理統合し、創設をしたものでございます。言ってみれば、縦割り行政の打破、地方の自主性、地方の裁量性、こういうところに焦点を当てた、従来の補助金よりははるかにましな制度ではないが、そう考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、地域、地方が計画の申請を行います。予算の要望の一元化ということであります。汚水処理施設の整備に当たっては、既存の計画にとらわれないで、市町村が策定する計画に基づいて自由な施設配置が可能となっております。国への特段の事務手続なしに、事業の進捗などに応じた事業間での予算の融通、それから年度間での事業量の変更が可能となっております。この点は、従来の補助金よりは、はるかに融通無碍な、画期的なものであると私も自負をいたしておるところであります。

地方公共団体にとっての使い勝手は格段に向上しておるのではないかと考えておりますし、当然、地方の自主性、裁量性の向上が図られておると考えています。

また、各省において創設をされました交付金、例えばまちづくり交付金、これは私が自民党の国土交通部会長をやっておりましたときに創設をしたものでございまして、これなども大変地方の自主性、裁量性を尊重するためのものになっていると考えております。また、農林水産省の村づくり交付金それから環境省の循環型社会形成推進交付金などもこのようなものになっておると存じます。

いずれにいたしましても、地域再生基金強化交付金というのが、先ほど申し上げましたように、予算を一括計上する、ワンストップ窓口で手続が一本化されているという点も従来型の補助金にはないメリットではないかと思ます。交付申請の決定に当たりまして、地域再生計画とセットで、使い勝手は格段によくなっていると思ます。

いずれにしても、こういった交付金を、地域、地方の御意見、御要望なども承りながら、さらにバージョンアップを図っていくこともあわせて検討課題であると考えております。

佐々木(隆)委員 ありがとうございます。

今の大臣のお答えは、いわゆる整理統合がされたということと手拵げ方式なんだということに主にその違いを説明しておられたわけですが、一括計上方式というのは、私は実は北海道ですから、北海道開発局は、国土交通省の中ですけれども、これは公共事業に限ってですけれども一括計上方式をとっておりまして、しかし問題は、やはり事業ごとにしか組まれないんですね。

それは、三つまとめたからといえば、確かに一つよりは、大臣の今の言葉がかりれば、よしましではあるんですけれども、理想形とは決して言えないわけでありまして、それと、もっと言えば、交付金というのは、本来、地方固有の財源というふうにちゃんとうたわれているわけですよね。その固有の財源について、交付金の事業というのがどどんぶふえてきているような気がするんですね。この地方再生もそうだし地方応援プログラムもそうだし、先ほどの国交省の広域活性化基金整備もそうなんですが、本来、交付金というのは地方固有の財源であるにもかかわらず、国が国の裁量でつくりつけたらすりという部分のところが交付金が使われている。

これは本来の地方交付金という制度からすると、私はやはり少し違うのではないかなという気がするんですね。その点についてのお考えを伺います。

渡辺国務大臣 こうした地域再生基盤強化交付金は、もう既に、地域再生計画のもとで、六百件に及び認定計画がございます。道路整備交付金が二百十三件、汚水処理施設整備交付金が三百五十二件、港整備交付金が四十四件となっております。

例えば、長崎県の佐世保市の例でございますが、汚水処理施設整備交付金を使いまして、既存の計画、すなわち、これは長崎県がつくった構想にとらわれずに、下水道整備区域の一部を合併浄化槽の区域に変更したいとしまして、何と約百五十億円の建設コストの削減ができたということでございます。これは佐世保の光武市長さんが大変努力をされて、こうした結果になっているものと思われます。

いずれにしても、まず、公共下水道というのは一番川下の処理施設からつくっていくわけですね。そこから川上の上っていく、しかし、この地域再生基盤強化交付金の汚水処理施設整備交付金を使いますと、上の方から整備が可能になってくるわけですね、下からつくっていきますと、膨大な時間とお金がかかってしまう。でも、この地域は合併浄化槽でいいじゃないかという地域が中にはあったりするわけでありますから、そうすると、これはもうまさしく、そういった整備を行って、最終的に全体の汚水処理が完成をしていくということになるわけでございます。そういったことから考えても、相当使い勝手はよくなってきているわけでございますして、さらに、我々の立場といたしましては、縦割り行政の打破、そして地方分権に資する、そういった検討を行っているところでございます。

佐々木(隆)委員　今、大臣の答弁というのはいわゆるコーディネート機能の強化のようなものですね。結果、事業の載量を少し広げたり、いろいろ組み合わせたりということはあるんですが、地方分権が目指すものはもっと先にある、地方にすべてをゆだねるところまでいかなければいけない、そのステップとしてこれもしあるんだとすれば、どうしてもその国の介入、私風に言わせていただければ介入の域を出ないというふうに思うので、必ずしも今のような形で進めることがいいのかどうかということについては、依然、私にとってはすっきり落ちないところはありますが、次の質問に入らせていただきます。

　推進体制について伺いたいというふうに思うんですが、今度、地域再生協議会をつくることにしたわけですね。必ずしも必置ではありませんけれども、つくることにした、八百十といいますが八百二の事業のうちに、過去に協議会的なものでやってきた事業というのは一体どのくらいあったんでしょうか。だからこういうものができたんだというふうには思うんですけども。

あと、さらにまた、今まではどのようにしてこの事業を実施する市町村なり地域に説明をしてきたかの、そのことについてぜひお願いを申し上げます。

渡辺国務大臣　八百十件のうち、地域協議会的な仕組みがどれくらいあったのかとのお尋ねについては、今ちょっと事務局で調べておりますので、ちょっと御容赦をいただきたいと思えます。

地域再生や特区の成功例でございますが、協議会をつくって独自の取り組みを推進している例はたくさんございます。

例えば、地域提案型雇用創造促進事業を利用している地域ではこの協議会は必置でございますが、大分県の豊後高田市、例の昭和の町づくり、「三丁目の夕日」、昭和三十年代の町づくりを目指して頑張っているところでありますが、こうした協議会を設置し、取り組みを実施しているところもございます。また、せんだってのこの委員会でも話題になりました北海道の倶知安町のニセコスキーリゾート、こも同様な協議会を設置し、外国人の呼び込みに成功している例でございます。特にオーストラリアのお客様がたくさん来られているというところですね。そして、これは熊本県だったでしょうか、荒尾市などにおいても同様の枠組みがございます。

また、地域の知の拠点再生プログラムを活用している岐阜県の大垣市や愛媛県の松山市などでは、地元大学や産業界等と協議会を設置し、次世代の技術者育成や地域資源を生かした商品開発の取り組みを実施いたしておりますが、今回の法案の枠組みの中では、こうした知の拠点再生プログラムなどでは協議会は必置とはなっておりません。任意となっているわけでございます。

お尋ねの地域提案型雇用創造促進事業、これはパッケージ事業でございますが、これを活用した地域再生計画は七十八計画ございます。この八百十の中で、全体として協議会がどうなっているのかという点は、今回の必置といたしました雇用創造促進事業においては七十八計画というのが答えになるわけでございます。

佐々木(隆)委員　大臣、もう一つ、今まで推進してきた今までの事業をどのように説明してきたかということについて答弁していただいていないんです。今までの説明、今までの事業ですよ、地域説明をどのようにやってきたのかということですよ。

渡辺国務大臣　今までどうい説明をしてきたかということでございますが、都道府県に対するサポート機能をどう強化するかという問題認識のもとで行ってきたところでございます。

構造改革特区や地域再生計画については、都道府県の担当者を特区エキスパートあるいは私が認定いたします地域再生伝道師と命名してお召発掘に取り組むとともに、全国各地でキャラバンを実施しまして、市町村や地域の皆様への制度普及啓発を行っているところでございます。

こうした取り組みに至る経過につきましては、まさしくこういった地域のやる気を盛り起こす、そういうカウンセリング体制が極めて大事であるということに思い至ったからでございます。

佐々木(隆)委員　少し答弁をさらにお伺いしたところなどがあって、本当はもう少し質問したかったんですが、もう一点だけ質問させていただきます。

今の推進に当たって、一つは、今キャラバンを実施したと言われましたが、どの程度実施されてこられたのかということについて、ぜひ内容と件数を教えていただきたいのと、というのは、地域がどのくらい理解しているかというのが一番大事だと思うんですね。

もう一つは、中小都市への情報の周知、これは、実は市はいいんです。ある程度の機能を持っているんです。市というところは、ところが、町村で情報を収集したりあるいは企画をしたりというのは極めて実は大変なことなんですね。町村のスタッフでやるということとは、

それにかかわって言わせていただければ、実はこの協議会というのは直接国と協議できるという仕組みになっている。それはそれで非常にいいことなんですが、実は町村というところは、ふだん都道府県から情報を得たり都道府県に相談しながら物事をやっているわけですね。だから、市というのは念頭に置けば、確かにこの方法は、ショートカットできますから、それはそれで効率的なのかもしれないんですが、市町村合併が余り、進んだところはそれでいいのかもしれませんが、町村がたくさんあるところというのは、都道府県が担っている役割というのは非常に実は大きいんですね。私も市と町村と行ってみて、決定的に違うというところは、

そのときに、今回の計画の中では都道府県はいいんだというような感じに全体がなっているわけなんですが、むしろ地域再生をしなければならないのは大きな市よりも小さな中小都市だと思うんですよ。そのときに、都道府県の役割というのが極めて不確定だというのと、そういう中小都市に対してどうやって周知をしていくのかということについて最後に伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

渡辺国務大臣　確かに、中小の市町村において地域再生の果たす役割は大きいものと思います。ここに関して都道府県がどうい役割を果たしているかということでございますが、小さな自治体になりますと、情報もなかなかうまくあいにってこないということもあるうかと思います。

そこで、今回、私どもの地域活性化政策の中では、都道府県に出向いて、都道府県に一種のリエゾンオフィサーをやってもらって、市町村あるいはNPO、あるいはさまざまな地域活動の担い手の皆さんに集まってもらって、そこで地域活性化伝道師あるいはそれぞれ専門の応援隊が相談に応じるという体制をとっているところがございます。したがつて、この地域活性化政策体系の中では、都道府県にはリエゾンオフィサーをやってもらうということが一つあるかと思います。また、冒頭申し上げました九つの法案の中では、都道府県がそれぞれ果たす役割はあるうかと承知をいたしております。

先ほどの御質問でございますが、キャラバンでありますが、平成十八年度四月、五月のあじさいキャラバンは、全都道府県で四十九回ございました。それから九月、十月のみじキャラバンは、二十四都道府県で二十六回ございました。それぞれ北海道は三回と二回となっております。あじさいキャラバンの北海道三回の内訳は、札幌市が二回、帯広が一回となっております。

佐々木(隆)委員　今のキャラバンでもそうなんですが、できるだけやはり地域の中にとどかえるかというところであって、先ほど大臣は、伝道師というのはこしから始まる事業だと思いますが、大臣一人で回れる話でもないですし、そのためには理解をした人たちが地域にしかりつ(られなければならぬ。

それと、地方からは非常に事業が多過ぎてわかりにくいという話もありますので、そういうことにしかりとこたえていただきたいことを指摘させていただいて、終わらせていただきます。

河本委員長　次に、吉井英勝君。

吉井委員　日本共産党の吉井英勝です。

最初に、地域再生にかかわって質疑をしたいと思います。

この間、構造改革それから地方分権、三位一体改革というふうに、国から地方へ権限を移したり財源を移したりという話はあったんですが、国から地方への税源移譲という点では三兆円で、一方、地方交付税と国庫支出金、合わせて十兆円の削減というのが行われました。この結果、地方団体は財政運営に苦んで、地方再生を図るにもそもそも力がそがれてしまっている、これは今、全国の深刻な実態だということをまず見てかからなきゃいけないと思うんです。

私、一昨日ですが、高知県の東洋町というところへ、調査と住民の皆さんとの懇談に行ってきました。こは、高レベル放射性廃棄物の最終処分場、要するに核のごみ捨て場問題、これが問題になっているところです。町長が、核のごみでも毒でも何でもいいから、とにかく金に困って飛びつくところへ追いつ込まれていっているという問題が今あります。これは、毒でも何でも飛びつくところまで深刻な事態に追い込まれているというのは全国各地にありますから、ここだけじゃないんですが、そこで私、東洋町の決算状況というのが総務省の決算カードを見てみて驚いたわけです。

最初に政府参考人の方に向っておきますが、政府は三位一体改革というて、こしの一月の政府広報では、一月から所得税は減税になりますが、六月から住民税は増税で、所得税、住民税はとんとんですというお話だったんですが、現実はどうなっているかというと、実際には地域経済の落ち込みの中で、移譲も何も、地方収収そのものが落ち込んでいっている、こういう実態があります。さらに、地方交付税や国庫支出金、補助金を削減して地方の自由度を増すという話だったんですが、財政的に締め上げられると自由度を増すどころの話じゃないというのが実態です。

では東洋町の財政はどうなっているかという、ここを政府参考人の方から、二〇〇一年度と、一番新しい決算数字でわかる二〇〇五年度の地方税が幾らから幾らへどうなっているか、地方交付税が幾らから幾らへどうなっているか、国庫支出金について幾らから幾らへどうなっているか、これを最初に伺います。

穂川政府参考人　お答えいたします。

高知県安芸郡東洋町の普通会計の決算の状況でございますけれども、十三年度と十七年度、直近の決算が出ております年度でお答えをいたしますと、地方税が一億七千四百万円程度から約一億五千五百万円、一〇・九％の減というふうに承知しております。地方交付税につきましては、十七億四千四百万円程度から十三億五千百万円程度、二二・五％の減、国庫支出金でございますけれども、二億六百万円程度から五千百万円程度ということで、七五％程度の減という状況になってございます。

吉井委員　今お答えいただいた数字でははっきりしてくるわけですが、要するに、地方税の方は、二〇〇一年と二〇〇五年を見ると、千九百二十七万円減っているわけですね。地方交付税は三億九千二百四十七万五千円減っている。国庫支出金、負担金の方は一億五千五百八十七万七千円減っていますから、この三つを合わせると、三位一体と言われている中で、地方税、地方交付税、国庫支出金などが当てはまるわけですが、合計で五億六千六百六十八万九千円、年間にして減っているわけですね。二〇〇一年度と二〇〇五年度とでは、

だから、国から東洋町への金の流れを決算カードで見ると、二〇〇一年、二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年と毎年ずつと減っていているんですが、二〇〇一年度と二〇〇五年度の減額状況を見ると、今言いましたように、年間五億六千六百六十九万円も減っている。歳入合計で見ても、地方財政の一八・九％、約二割減っているということになるかと思うんですが、確認しておきたいと思います。

（委員長退席、西村(康)委員長代理着席）

穂川政府参考人　お答えいたします。

ただいま御指摘の数字はそのとおりでございますして、歳入総額で見てもまいりまして、十三年度は三十億ほどあったわけでございますけれども、十七年度は二十二億九千万円程度ということに相なっております。

原因につきましてはいろいろあるかと思えますけれども、特に投資的経費、普通建設事業のところが大きく減少しておりまして、そのことに伴いまして、事業をやらないことに伴います国庫支出金の減少というのが大変大きく影響しているのではないかとというふうに見ているところでございます。

吉井委員　昔は、景気対策で、補助金もつけるから起債も認めてやるよ、どんどんやりなさいという話だったんですが、そういう起債のツケなどは後年度において回ってくるんですが、新しい事業をやるうえにもそもそも金がないというところへ行っているというのが実態です。

そこで、大臣に向っておきたいんですが、地方財政の話ですと総務委員会でやりますけれども、地域再生というんだったら、まず地方の財税源を守った上で、地方が自主的に地域経済の再生に取り組めるように、国としての地域経済、雇用、地域社会が再生できるような財政上の支援方策とか、この裏づけというものをまずやらないことには、地域再生という言葉は美しいんですが、再生というのは簡単じゃないと思うんです。大臣、どうですか。

渡辺国務大臣　今回の地域活性化政策体系の中でさまざまメニューがございます。そのメニューの中で、例えば地域雇用再生支援、これは先ほどから話題に出ております。地域雇用創造推進事業は百十五億円の国費、予算額になっておりますが、これがまさしく事業規模になっております。大分、国費と事業費は、事業費の半分くらいが国費になっているという事業が多い中で、これなどはまさしく一〇〇％国費という事業なわけでございます。

そうしたことから、教育の分野の特性に即した配慮を行っておりまして、問題はないものと考えております。

吉井委員 首長の明確な責任というお話があったんですけども、逆に、要するに、首長の教育への施設に始まって不当な介入という問題をどう防いでいくか、ここが非常に教育という分野では大事なんです。これが、中教審答申その他でもずっと政治的中立性等を言ってきたわけなんです。そういう点で、ここが実はきちんと担保されていないというのが問題であるというふうに思います。

いずれにしても、LECのような、この間取り上げましたが、教育の分野にこういう形でじわじわ、市場原理だ、構造改革だ、規制緩和だというのが入って行って、教育そのものが危くなるようなやり方というものはやるべきじゃないということを申し上げまして、時間が終了いたしましたというカードが回ってきましたので、質問を終わります。

河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)

[このページのトップに戻る](#)